

長崎大学電離放射線健康診断 Q & A

Q1. 様式3-前(後)の問診3(5)において、実効線量等がわからない場合はどうすればよいのか？

A1. 実効線量等が不明な場合は、未記入でも構いません。しかし、自分の実効線量は、個々の利用者に、定期的に送付されています。個人で実効線量を管理しておくよう努めて下さい。

Q2. 様式4(皮ふチェックシート)を使用するのは、どのようなときか？

A2. 様式4を使用するのは、実施要領の「例外」に相当するときです。定期的に実施される電離放射線健康診断(8月頃と1月頃)においては、健診当日に医師による皮ふ(眼)の診察があります。このときは、様式4は不要です。

Q3. 皮ふの検査について、「医師もしくは産業医」とあるが、「医師」であれば誰でも良いのか？

A3. 医師国家資格を持つ医師であれば、誰でもかまいません。しかし、歯科医師ではいけません。

Q4. 前期においては放射線を取り扱う予定であるが、後期においては取り扱う予定が明確ではない場合でも、問診票の提出は必要か？

A4. 取り扱う可能性があるのであれば、問診票を継続的に提出してください。

もし、1年以内の問診票の提出が途切れた場合、その後の提出時には、「定期外受診者」とみなすことになりました(2018年1月12日、放射性同位元素等安全管理委員会委員長および保健・医療推進センター産業医にて協議決定)。

その場合は、健康診断項目を省略することができないため、全ての検査項目(採血、皮ふ)を受診しなければいけません。

Q5. エックス線を扱う部署から、エックス線を扱う他の部署に異動した場合、「定期外」となるのか、「定期受診者」となるのか？

A5. 配置換えに伴って放射線従事業務者またはエックス線取扱者に(初めて)なる場合、「定期外受診者」と見なされます。

したがって、質問のケースでは、「定期受診者」となります。

長崎大学電離放射線健康診断 Q & A

Q6. 判定3において、「定期受診者」と「定期外受診者」は、どのようにして区別したら良いのか？

A6. 基本的な考え方として、1年以内かつ最新の健診結果において産業医が就業可と判定されていれば「定期受診者」とします。それ以外は、「定期外受診者」としてください。

(例; 2019 年前期判定時の場合)

例 1; 2018 年前期・就業不可、2018 年後期・就業可の場合 0(定期)

例 2; 2018 年前期・就業可、2018 年後期・問診記載なしの場合 0(定期)

例 3; 2018 年前期・就業可、2018 年後期・就業不可の場合 1(定期外)

例 4; 2018 年前期・就業不可、2018 年後期・問診記載なしの場合 1(定期外)

※「就業不可」は要検査の判定にも関わらず未受診など、産業医が就業不可と判定したものを指します。

「問診記載なし」は放射線を使用する予定がなく、該当期間に入力をしなかったものを指します。

Q7. 年2回の電離放射線健康診断の結果については、いつ頃、どのような形で受診者に届くのか？

A7. 職員については、健診業者から各受診者へ学内便で配付します。

学生については、各部局の学務係を通じて配付します。

どちらも受診日から約1～2ヶ月後に配付します。

Q8. 様式3-前(後)の右下に、「特定業務従事者定期健康診断」とあるが、この健康診断ではどのような項目を、いつ頃、実施するのか？

A8. 放射線業務や深夜業務などに従事する者を、特定業務従事者といいます。

特定業務従事者は、定期健康診断と同じ項目の健康診断を、定期健康診断とは別に、年度内にもう1回、受けなければいけません(労働安全衛生規則第45条に規定。ただし、学生には適応されません)。

長崎大学では、8月に職員定期健康診断を行っています。特定業務従事者に該当する者は、翌1月にも、健康診断を受ける義務があります。

Q9. 職員と学生の身分を持っている者(例えば、社会人大学院生など)は、職員として健診を受診するのか、学生として健診を受診するのか？

A9. 職員と学生の身分を持っている方は、職員として健康診断を受診して下さい。

長崎大学電離放射線健康診断 Q & A

Q10. 様式3-前(後)は、どの部署が保管するのか？

A10. 様式3-前(後)は、担当部局で保管して下さい(要領のⅠ. 基本的な考え方の15).

Q11. 5年に1回、一律に、採血を実施するように改正になった理由は何か？

A11. 改訂前までは(2010年度まで)、①判定2において、線量予測が5mSv/年を超えるおそれがない、②判定3において、「定期受診者」である、③前回の血液検査で異常所見が認められなかった、上記①②③すべてを満たした場合、血液検査を省略してきました。
この省略条件は、電離放射線障害防止規則第56条第3項に基づくものであり、この条件を満たした場合に限り、省略するか省略しないかは、産業医の判断に委ねられます。
ところが、このまま省略してしまうと、研究業務にあたる利用者の多くが、血液検査を受けないまま、何年も業務を行うことになりました。
そこで、血液検査をしない期間をできるだけ短くするために、「5年に1回の血液検査の一律実施」へ改訂しました。

Q12. 血液検査の項目は何か？

A12. 白血球数、白血球百分率(白血球分類)、赤血球数、血色素量(ヘモグロビン)、ヘマトクリット値、血小板数です。